

平成21年度盛岡市除雪計画について

平成21年11月24日
建設部

「盛岡市除雪計画書」は、盛岡市の除排雪対策の方向性を定めた「盛岡市除排雪基本方針」、除雪の対策区分等を定めた「盛岡市除雪基本計画」、盛岡市内の市道や農林道等の除雪基準や体制を定めた「盛岡市道除雪計画」、「盛岡市農道除雪計画」、「盛岡市林道除雪計画」により構成されています。

今年度も、実質除雪率100%の達成に向け、除雪路線の拡充、及びこれに伴う委託業者への担当路線の見直しを行い、効率的な除雪が実施できるよう努めています。

また、市民協働除雪の一環として、町内会等への小型除雪機貸出数を増やし、更にきめ細かな除雪体制の構築を目指しています。

◎盛岡市除排雪基本方針（平成16年10月市長決裁）（計画書 1ページ）

冬期間においてもより住みやすく、より交流が促進されるよう、総合的な除排雪対策についての方向性が定められている。

◎盛岡市除雪基本計画（計画書 5ページ）

盛岡市除排雪基本方針の理念に基づき、冬期間の道路交通を確保するため、除雪活動を迅速かつ適切に実施し、市民生活の安定を図ることを目的とする。

なお今年度は、「玉山区除雪計画」について「盛岡市道除雪計画」に統合した。

○盛岡市道除雪計画（計画書 7ページ～11ページ）

1. 目的
2. 除雪対策本部の設置
3. 除雪作業内容
4. 除雪出動基準

除雪指定路線の除雪は、次に該当する場合に実施する。

- ①降雪量が概ね10cmを超えたとき。
- ②降雪量が概ね5cmを超え、さらに降雪が予想されるとき。
- ③強風により、路面に吹き溜まりが発生したとき。
- ④わだち等路面状況が著しく悪化したとき。または、気温の上昇に伴う融雪により路面状況が著しく悪化したとき。

5. 排雪作業内容

市道の排雪は、次に該当する場合に実施する。

- ①排雪指定路線において、路側の堆雪高さが1.5mを越え、かつ片側の車道幅員が2mを確保できなくなったとき。
- ②排雪指定路線以外において、車道及び歩道の幅員確保が困難となり、著しく通

行に支障があるとき、またはそのおそれがあるとき。

③主要な交差点において堆雪が著しく、通行に支障があるとき。

④路面状況が著しく悪化し、堆雪量が膨大で除雪作業だけでは通行が確保できないと判断したとき。

6. 凍結防止剤の散布

凍結防止剤散布車により、バス路線等の主要な交差点や急坂部等に凍結防止剤を散布する。また、その他の市道については地域住民や町内会、事業所等の散布協力を得て、凍結路面の解消に努める。

7. 雪捨て場の指定

8. パトロールの実施

9. 情報収集・管理

10. 情報発信

11. 豪雪対策

降雪量が概ね 40cm を超え、市民生活に多大な影響を及ぼしているか、または及ぼすおそれがあるときは、盛岡市豪雪対策本部を設置し、その対策にあたる。

◇盛岡市道除雪計画実施要領 (計画書 12 ページ～18 ページ)

1. 今冬寒候期の気象の概況について (仙台管区气象台発表「東北地方寒候期予報」)

(1) 冬期間の気温・降水量の各階級の確率は平年並みの予報。

(2) 予想される冬の天候は平年同様に晴れの日が多い予報。

2. 除雪対策本部の設置について

3. 除雪路線計画について

(1) 指定路線区分

<旧盛岡市>

①第1種指定路線 午前6時完了を目標に実施

②第2種指定路線 午前7時完了を目標に実施

③第3種指定路線 第1種・第2種完了後速やかに実施

④歩道指定路線 午前7時完了を目標に実施

<玉山区>

区内を13地区にブロック割とし、ブロック内で路線の性格を勘案して、効率的かつ速やかに除雪を行う。

(2) 車道除雪計画

道路改良及び街路事業等で竣工した路線、土地区画整理事業で竣工した路線、要望路線の見直しを行い、新たに車道で約8kmの路線を除雪路線として指定した。

【車道除雪延長】

単位：km

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	増減
除雪延長	1,350.0	1,365.5	1,373.5	+8.0

(※道路種別・区域による詳細は、計画書13・14ページ参照)

(3) 歩道除雪計画

道路改良及び街路事業等で竣工した路線，土地区画整理事業で竣工した路線，要望路線，通学路指定路線の見直しを行い，新たに歩道で約 5km の路線を除雪路線として指定した。

【歩道除雪延長】

単位：km

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	増減
除雪延長	272.8	288.7	293.3	+4.6

(※区域による詳細は，計画書 14 ページ参照)

4. 除雪実施方法

(1) 除雪実施方法

旧盛岡市は全て委託により実施する。玉山区は 1 3 地区のブロック割とし，5 地区を直営，8 地区を委託により実施する。

(2) 使用機械

除排雪業務に使用する除雪機械等は，盛岡市有車輛 150 台 (H20 比較，1 台減 13 台増)，委託車両 619 台 (H20 比較 34 台増) とする。

(3) 除雪要領

- ①新雪除雪 (車道除雪)
- ②吹溜りの処理 (車道除雪)
- ③路面整正除雪 (車道除雪)
- ④拡幅除雪 (車道除雪)
- ⑤歩道除雪
- ⑥排雪 (運搬除雪)

(4) 融雪施設

歩車道，跨線橋及び地下道等の機能を確保するため，ロードヒーティング及び無散水消雪施設等の各融雪施設の整備をおこなうとともに，保守点検等を行い適正な維持管理に努める。

(5) 凍結防止剤の散布

①散布箇所及び散布方法

【市民等の協力による散布依頼箇所数】

ドラム缶等設置箇所	93 箇所
町内会等散布依頼先	537 箇所

②散布薬剤

使用する薬剤は，平坦部には，酢酸ナトリウム系の液剤と，塩化物系の粒剤，急坂部には，全域に塩化物系の粒剤を基本とする。

(6) 雪捨て場

市の実施する排雪 (運搬除雪) 及び市民の利用のため，10 箇所の雪捨て場を指定し，委託により維持管理を行う。(玉山区の雪捨て場は，直営により維持管理を行う。)

なお，中津川下ノ橋下流右岸 (通称：下ノ橋) の雪捨て場については，シーズン中においても定期的な清掃活動を行うとともに，水質検査を実施し，中津川の清流を保全するよう努める。

(7) 水切り

交差点や路側等において、特に春先の融雪時の水たまり等により歩行者や自転車の通行に支障を来たす場合、下水道部施設管理課の協力を得て水切りを行う。

5. 隣接町村との調整について

滝沢村道、矢巾町道と接続する市道において、委託業者の作業区間の調整をする等相互の効率化を図る。

6. 市民との協働除雪について

市民との協働による除排雪を推進するため、市民に対して速やかな情報の提供に努めるとともに、市民が除排雪に協力できるような環境づくりに努める。

①町内会へ118台の小型除雪機械の貸し出しを行う。(H20比較13台増)

②町内会及び商店街等が道路の排雪を実施できるよう、無料で運転手付きダンプトラック及び、作業用器具(スコップ、つるはし等)の貸し出しを行う。

③広報もりおか(12/1号)、ラジオ番組(ラヂオ盛岡)及び市のホームページを利用したPR活動を実施する。

④身近な雪の集積場として、地域の公園や市有地を提供する。(29箇所)

⑤除排雪に関する地区懇談会(築川、土淵、繋)の開催

⑥町内会への除排雪関連資料(除雪計画図コピー等)配布

7. 除排雪業者

除排雪業務は全面委託により行い、130者(H20当初契約比較6者増、14者減、合計8者減)と契約を行い業務にあたる。

○盛岡市農道除雪計画 (計画書 19~20 ページ)

【除雪計画概要】

		平成20年度	平成21年度	増 減
農 道	路線数	9路線	9路線	±0路線
	路線延長	10,177m	10,177m	±0m
業務委託業者		7業者	7業者	±0

○盛岡市林道除雪計画 (計画書 21~22 ページ)

【除雪計画概要】

		平成20年度	平成21年度	増 減
林 道	路線数	23路線	22路線	-1路線
	路線延長	62,304m	48,686m	-13,618m
業務委託業者		11業者	10業者	-1業者